

[記載要領：全申込者共通編]

第1 申込みにあたっての注意

1 申込みの制限

- (1) 平成29年10月1日（以下「基準日」といいます。）の時点で入札参加の欠格条項である地方自治法施行令第167条の4の条項の全てに該当なく、資格を有することが必要です。
- (2) 基準日まで継続して過去2年以上その営業に従事している個人、法人または組合等であり、申請日時点で確定した決算書等があることが必要です。
- (3) 基準日の時点で、法人にあっては法人税及び消費税、個人にあっては所得税及び消費税について未納のある方は申込できません。

地方自治法施行令第167条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (注) ①上記第1項には、**任意的整理（銀行取引停止等）・法的整理（会社更生・民事再生手続等）に入っている経営状態（＝経営存続が困難、経営が危機的狀態その他それに準ずる経営悪化の狀態）を含めます。**
②上記条項の「一般競争入札」とは当組合の「指名競争入札または競争的選考等」を含めます。

2 申込書類の作成

- (1) 申込書類の記入に際しては、当組合のホームページからダウンロードした指定様式にパソコンで入力し、プリンターで打ち出したものを押印・確認のうえ提出してください。
なお、登録後に登録者データベース作成のため、申込書のデータを電子メールで送信していただく予定です。パソコン入力・電子メールが不可能な場合は、事前にご相談ください。
- (2) 使用する言語は、原則日本語に限ります。（添付書類が外国語の場合は翻訳が必要）
- (3) 申込書類は、特に指定がない限り、基準日現在で記入してください。
- (4) 提出する証明書は、概ね3か月以内に発行された正本とします。
- (5) 申込書類に虚偽・重大な誤り等により当組合に不利益・損害等を与えたときは、当組合への損害補償、本資格の取消等となる場合があります。

3 申込方法【重要】

- (1) 郵送もしくは持参による申込みとなります。

<郵送宛先>

**〒140-0012 東京都品川区勝島二丁目1番2号
特別区競馬組合 競馬事務局 総務課 契約担当**

- (2) 今回、資格を取得した場合の資格期間は、平成33年3月31日までとなります。
(3) 窓口に持参された場合、受付は行いますが、当日審査は行いません。(すべて事後審査)
(4) 受付期間

次の期間内に到着するように郵送又は持参してください。(最終日の消印まで有効)

平成29年10月16日(月)から平成29年11月15日(水)まで

- (5) 郵送事故・期間錯誤等による未登録の責任は、当組合では一切負いません。申込みをしたにもかかわらず、通知等がない場合は、その時点でご連絡ください。なお、審査結果通知は、すべて郵送となりますので、必ず返信用封筒(宛先記入・切手貼付)を同封してください。

※郵送にて所在地確認を行うため、審査結果通知は、窓口ではお渡しできません。

※返信用封筒は角2サイズ(A4版[受付票]が入るサイズ)で、宛先を記入し、切手の貼付をお願いします。

- (5) 書類審査により、不備のあるものについては、不備の事項を通知し、追加処理をお願いすることになります。審査結果通知は、返信用封筒にて受付票を同封のうえ返送しますので、それをもって審査受付の完了通知を兼ねることとします。なお、資格のない申込者または資格不十分な申込者に対しては、登録できない旨の通知をします。

- (6) 再審査期間

書類不備による再審査期間は、再審査となった対象者のみ別途お知らせします。

この場合、指定の期間内に、正当な理由なく再審査手続きを行わない申込者は登録できませんので、迅速に処理を行ってください。

- (7) 連絡先

電話・来所によるお問い合わせ時間

⇒13時30分から17時00分まで(この時間帯以外にご遠慮ください。)

電話 03-3763-3953

※事務所の場所は、車両門(警備員が常駐している車の通行用の門)から入り突き当たりの総合事務所3階です。(車両門は、東京モノレール「大井競馬場前駅」寄りの北門手前です。)

交通機関については、TCRホームページを参照してください。

【注意】当組合休務日は、お問い合わせ及び申込の受付ができません。

(当組合休務日) 土・日・祝日